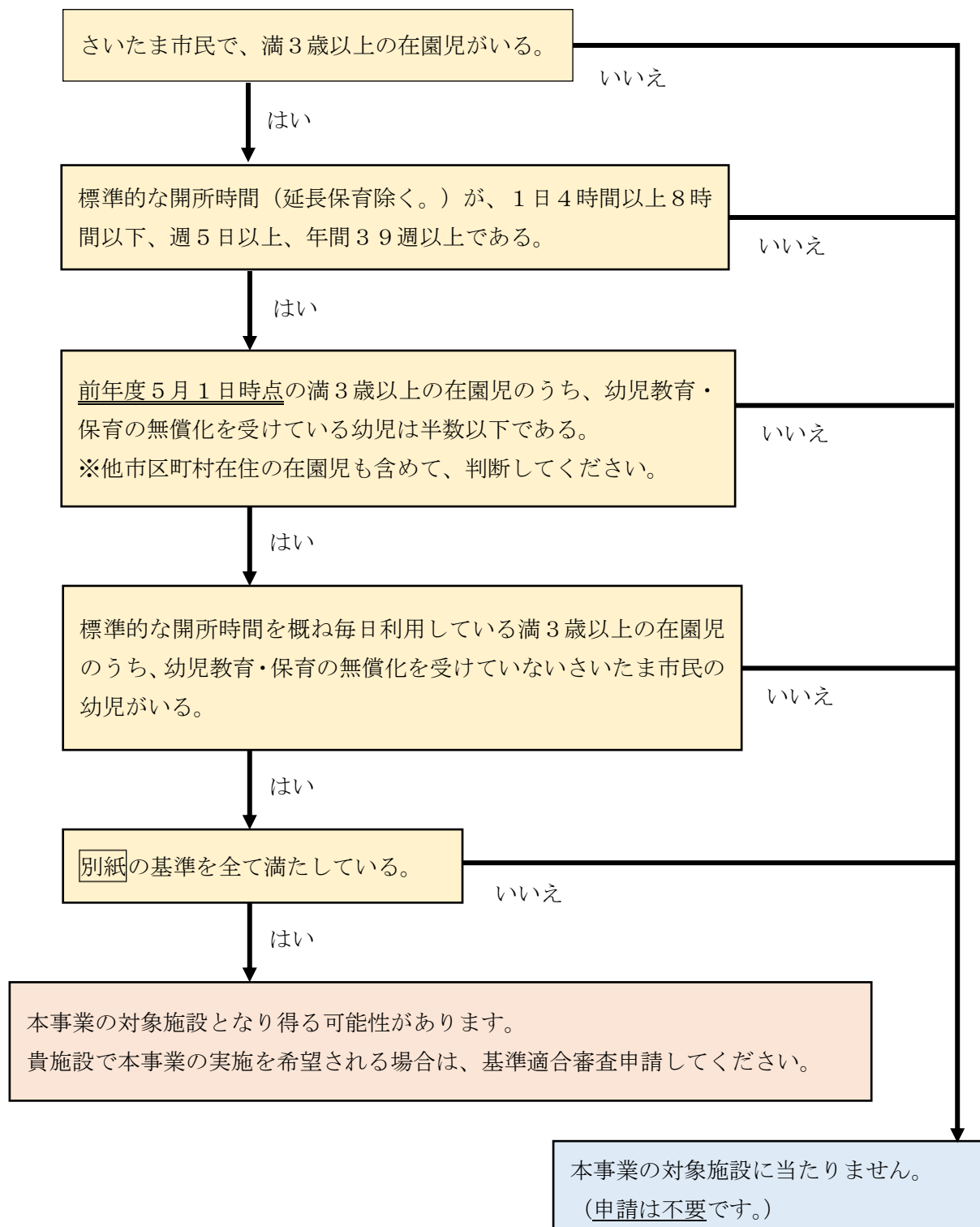


さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業
対象施設確認フローチャート



対象施設等の基準(簡易版)

※ 本表は、実施要綱別表の内容を簡略化したものです。詳細は、実施要綱別表をご確認ください。

項目	基準の概要
1. 従事者数	教育・保育の従事者数は、次の基準を全て満たすこと。 ・満3歳以上満4歳に満たない幼児概ね20人につき従事者数1人以上 ・満4歳以上の幼児概ね30人につき従事者数1人以上 ・施設等につき従事者数2人以上
2. 従事者の資格	教育・保育の従事者の概ね3分の1（従事者が2人の施設等は、1人。）以上は、次のいずれかの資格を有する者であること。 ・幼稚園教諭の普通免許状 ・保育士 ・看護師（准看護師含む。） ※ただし、1日の利用幼児の数が5人以下の施設等は、次の者も資格を有する者とする。 ・都道府県が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者
3. 設備	・教育・保育室 幼児一人当たり1.65㎡以上 ・調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。） ・便所（手洗設備を含む。） ・必要な遊具、用具等
4. 非常災害に対する措置	・消火用具、非常口が設けられていること。 ・非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施していること。 ・教育・保育室が2階の場合、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・教育・保育室が3階以上の場合、建築基準法に規定する耐火建築物であること。
5. 集団活動内容	・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫していること。 ・施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食（給食を提供する場合。）	・幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理していること。

項目	基準の概要
7. 健康管理・安全確保	・ 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行っていること。
8. 利用者への情報提供	・ 活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を行っていること。
9. 職員・幼児の帳簿の整備	・ 職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備していること。
10. 会計処理	・ 財政及び経営の状況について真実な内容を表示していること。 ・ 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成していること。 ・ 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示していること。 ・ 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。